

## 熊本市ホームページ広告掲載取扱要領

制定 平成 18 年 6 月 1 日課長決裁

改正 平成 24 年 12 月 25 日課長決裁

### (趣旨)

第 1 条 熊本市ホームページにおける広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に関しては、熊本市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

### (広告掲載の基準)

第 2 条 掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 熊本市広告事業掲載基準（平成 18 年 3 月 30 日施行）
- (2) 熊本市ホームページ広告掲載基準

### (広告の位置及び枠数)

第 3 条 広告掲載を行うホームページにおける広告の位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

### (広告物の制作及び経費負担)

第 4 条 広告物の原稿データは、広告掲載者（要綱第 3 条第 1 項第 4 号に規定する広告掲載者をいう。以下同じ。）が経費を負担するものとし、広告掲載者は、市長の定める仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

### (広告の承認等)

- 第 5 条 広告掲載者が、要綱第 7 条第 1 項の規定により、広告掲載をしようとするときは、熊本市ホームページ広告掲載申請書（様式第 1 号）に、デザイン素材、ラフ・スケッチ、デジタルデータ等広告内容に関する資料等を添え、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、要綱第 8 条に規定する熊本市広告事業審査会において、広告内容を審査し掲載の承認又は不承認について、様式第 2 号により広告掲載者に通知するものとする。

### (広告料金)

- 第 6 条 広告料金は、要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、入札により決定するものとする。
- 2 広告掲載期間中に、災害などに起因する障害、ホームページのメンテナンス及び停電等によるホームページ公開停止期間を除き、市の都合によりホームページの公開が出来な

い場合は、公開停止した時間を 24 時間で除して得た日数（小数点以下切捨て）に相当する金額を還付できるものとする。なお、1 日あたりの金額は、契約額を契約日数で除した額（1 円未満切捨て）とする。

（広告内容の変更）

第 7 条 市長は、第 5 条第 2 項の広告の承認後、事情変更等により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という。）が第 2 条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

（広告の承認の取消し）

第 8 条 要綱第 16 条に規定するもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の承認を取り消すことができる。

- （1） 広告料金が市長が定める日までに納付されないとき。
- （2） 広告掲載に必要な広告物の原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。
- （3） 前条の規定による広告物の内容等の変更の求めに広告掲載者が応じないとき。
- （4） その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

（広告掲載の取り下げ）

第 9 条 広告掲載者は、書面による申出により広告掲載を取り下げることができる。ただし、当該掲載広告物により占有しているスペースについては、掲載期間が終了するまでは、本市が指定した広告物を掲載するものとする。

（広告料金の還付）

第 10 条 既に納付した広告料金は、還付しない。ただし、広告掲載者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止もしくは中断、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

（委任）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 12 月 25 日から施行する。